

料 金 案 内

1 国の告知による石綿工場での国家賠償請求

相談料、調査料、着手金・・・無料

報酬金・・・損害賠償金受領額の15%（税別）

- ・ 石綿工場での労働災害に関する国家賠償につきましては国が訴訟による和解の方針を告知していますので着手金は無料とします。
但し訴訟提起時、数万円の印紙代、郵券が必要ですのでこれらは負担していただきます
- ・ 国が弁護士費用の10%を負担しますので報酬金のご負担は実質5%と消費税ということになります。

2 労災・石綿新法申請手続き

相談料、調査料、着手金・・・無料

報酬金・・・労災認定時に給付額の10%（税別）

3 企業に対する損害賠償

（交渉による解決）

相談料、調査料、着手金・・・無料

報酬金・・・損害賠償金受領額の10%（税別）

（訴訟による解決）

着手金・・・30万円（税別）、但し労災手続をした方に対しましては無料とします。

報酬金・・・損害賠償金受領額の15%（税別）

- ・但し訴訟提起時、請求金額に応じた印紙代、郵券が必要となります。

4 労災不支給決定に対する取消訴訟

着手金・・・30万円（税別）

報酬金・・・労災保険金支給開始からの10年分に相当する給付金総額の15%（税別）

- ・ 但し訴訟提起時、数万円の印紙代、郵券が必要となります。